



2026年6月25日

各 位

会社名 株式会社インサイト
代表者 代表取締役会長 浅井 一
コード番号 2172 札幌証券取引所
問合せ先 取締役執行役員 山田哲夫
電話番号 011-501-0015 (代表)

内部統制システムの基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の改定を決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、今回の改定は、従来の基本的な考え方を継承しつつ、基本方針としての構成を整理し、上場会社としての説明責任の向上を図るものであります。

記

内部統制システムの基本方針

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針を以下のとおり定める。

1) 業務運営の基本方針

当社グループは、当社の企業理念及び経営方針に基づき、株主、取引先、従業員その他のステークホルダーとの信頼関係を重視し、持続的な成長及び企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスの強化に取り組み、経営の健全性、透明性及び効率性を確保する。

2) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、倫理規程、コンプライアンス規程その他の社内規程を整備し、当社グループの取締役及び従業員が法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守することの徹底を図る。
2. 当社は、当社グループのコンプライアンス体制を推進するため、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス管理者を定め、コンプライアンスに関する教育・研修、周知活動その他必要な施策を実施する。
3. 法令違反その他コンプライアンス上の問題が発生した場合には、事実関係を調査し、再発防止策を検討し、取締役会及び監査役に報告する体制を整備する。
4. 当社は、内部通報制度を整備し、当社グループの取締役及び従業員が、法令、定款、社内規程又は社会規範に違反する事実又はそのおそれを認識した場合に、適切に通報又は相談できる体制を整備し、当社グループの取締役及び従業員に周知徹底する。
5. 当社は、通報又は相談をした者が、そのことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
6. 内部監査責任者は、内部監査規程に基づき、当社グループにおける法令、定款及び社内規程への準拠状況並びに内部統制システムの整備・運用状況について必要な監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役会及び監査役に報告する。

7. 監査役は、取締役及び従業員の業務執行が法令及び定款に違反する事実又はそのおそれがないかを監査する。
- 3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 当社は、文書管理規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し、適切に保存・管理する。
 2. 取締役及び監査役は、職務執行の監督又は監査のために、これらの文書又は電磁的記録を閲覧できるものとする。
- 4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社は、リスク管理規程その他の社内規程に基づき、当社グループにおける事業上、財務上、法務上、情報セキュリティ上その他のリスクを把握・評価し、適切に管理する体制を整備する。
 2. 当社は、代表取締役をリスク管理責任者とし、当社グループ全体の重要なリスクについて担当部門又は担当役員を定め、対応状況を取締役会及び監査役に報告する体制を整備する。
 3. 重大な事故、災害、不祥事、情報セキュリティインシデントその他緊急事態が発生した場合には、緊急対応体制を設置し、損害及びその拡大の防止並びに速やかな收拾に向けた対応を行う。
 4. 当社は、自然災害、感染症、システム障害その他事業継続上のリスクに対応するため、BCP（事業継続計画）その他必要な対応方針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
- 5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 当社は、取締役会規程、組織規程、職務権限規程、稟議決裁規程その他の社内規程に基づき、職務分掌、権限、責任及び決裁基準を明確にする。
 2. 取締役会は、経営方針、経営計画その他経営上の重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する。
 3. 当社グループは、経営計画及び予算の策定、進捗管理並びに実績分析を通じて、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を整備する。
 4. 当社は、取締役及び執行役員間における情報共有を徹底し、重要事項について迅速かつ適正な意思決定を行うため、必要に応じて各会議体を設置し、業務執行状況及び重要課題について協議・報告を行う。
- 6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 1. 当社は、当社グループに共通して適用される行動規範、コンプライアンス規程その他の社内規程を整備し、当社グループ全体において法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守する体制を整備する。
 2. 当社は、子会社の事業内容及び規模に応じて、子会社の法令遵守、リスク管理及び効率的な職務執行を確保するための体制を整備する。
 3. 当社は、子会社の事業内容、規模及びリスクの状況に応じて、子会社からの報告、関係部署による確認その他適切な方法により、子会社における業務の適正性を把握し、必要に応じて改善を求め、又、内部監査を実施する。
 4. 当社は、内部通報制度について、子会社においても当社と同様に利用できる体制を整備する。
- 7) 監査役を補助すべき使用人に関する体制並びに当該使用人の独立性及び指示の実効性の確保に関する体制
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は監査役と協議の上、当該使用人を選定し、監査役の職務を補助させる。当該使用人は、監査役の職務を補助する業務に関して、取締役その他業務執行部門からの指揮命令を受けず、監査役の指示に従

うものとする。

- 8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制並びに報告者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 当社グループの取締役及び従業員は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令又は定款に違反する重大な事実、内部通報制度に基づき通報された重要な事実その他監査役の監査に必要な事項を、遅滞なく監査役に報告する。
 2. 監査役は、当社グループの取締役及び従業員に対し、業務執行状況その他監査に必要な事項について報告を求めることができる。
 3. 内部監査責任者は、内部監査の計画、実施状況及び結果について、定期的に又は必要に応じて監査役に報告する。
 4. 当社は、監査役に報告した当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとし、その旨を社内規程に定め、周知する。
- 9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の状況及び職務執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べるができる。
 2. 監査役は、代表取締役と定期的に又は必要に応じて会合を持ち、経営方針、当社グループを取り巻くリスク、監査上の重要課題その他必要な事項について意見交換を行う。
 3. 監査役は、内部監査責任者及び会計監査人と連携し、必要に応じて内部監査及び会計監査の状況について報告を求めることができる。
 4. 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、当該費用又は債務が監査役の職務執行に必要でないとは認められる場合を除き、当社がこれを負担する。
- 10) 反社会的勢力を排除するための体制
- 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断し、不当要求その他の接触があった場合には、警察、弁護士その他の外部専門機関と連携し、組織的に対応する。また、反社会的勢力対策規程を整備し、当社グループの取締役及び従業員に周知する。

以上